

《参考資料》

資料9 分社化、支社化の取組み状況（平成11年度）

	実施状況	実施団体名	実施内容及び効果
分社化	0 団体		
支社化	2 団体	東京都住宅供給公社 (H11.4.1 実施)	4 支社を設置（渋谷、池袋、神田、立川）
			（目的） ・ 本社のスリム化（5 部→3 部） ・ 職員数削減（6 7 4 人→6 6 4 人） ・ 支社間における競争原理の導入
		(財)東京都公園協会 (H11.4.1 実施)	2 支社を設置 東部（2 3 区） 西部（多摩地域及び島しょ）
（目的） ・ 本社のスリム化（5 部 1 0 課→3 部 8 課） ・ 収益事業管理運営を支社に委譲し、支社間の競争により管理レベルの向上を図る。			

基本指針 6

【都派遣職員の必要性の検証】

- ・ 団体に派遣している都職員については、派遣の必要性等を十分に検証し、可能な団体から順次削減する。

(1) 都派遣職員のあり方

[現状と課題]

都は、団体の事業内容、派遣職員の必要性等を勘案し、団体に都職員を派遣している。平成11年8月1日現在、団体に派遣している都職員は4,590名となっており、団体の全職員数の48%を占めている。

これについては、次のような問題点がある。

一度職員を派遣すると、ポストが固定化されてしまい、その後は必ずしも派遣の必要性が十分に検証されているとは言い難い状況にある。

したがって、団体に対する都職員の派遣は、団体事業の定着状況、公共性や人材確保の効率性に配慮し、可能な団体から順次削減（引き上げ）する。また、都派遣職員の引き上げを前提として、固有職員を育成するとともに、多様な形態で人材を活用していく必要がある。

[取組の方向]

団体に派遣する都職員については、以下の事項について取り組む。

- ・ 都派遣職員が従事している事業・職種・ポスト等の必要性の検証
- ・ 都派遣職員削減計画（年次）の策定
- ・ 固有・民間の人材の積極的な登用 など